

「新砂長寿サポートセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三井記念病院が開設する新砂長寿サポートセンター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適正な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との緊密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 新砂長寿サポートセンター
- (2) 所在地 東京都江東区新砂3-3-37

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- (2) 担当職員
保健師 1名以上
主任介護支援専門員 1名以上
社会福祉士 1名以上
担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の休日に規定する休日及び12月29日から1月3日ま

でを除く。

(2) 営業時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後6時まで

土曜日 午前9時から午後3時まで

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者から利用料の支払は受けないものとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号）に従って実施する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、江東区の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果につ

いて従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての重要事項)

第10条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援所業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 三井記念病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年3月1日から施行する。

- (2017年4月1日制定)
- (2017年6月1日改定)
- (2017年8月1日改定)
- (2017年10月1日改定)
- (2023年1月1日改定)